

2008年12月5日

労働基準法改正案の可決・成立に関する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 古賀 伸明

1. 本日12月5日、参議院本会議において労働基準法改正案が、2007年の第166通常国会への提出以降一年半以上経過してようやく成立した。審議会の報告・答申段階では、ホワイトカラー・イグゼンプションの創設や企画業務型裁量労働制の中小企業における業務要件の緩和も含まれていたが、連合をはじめとした世論の批判を浴び政府提出法案からは削除された。さらに、今国会では衆議院において自民・民主・公明の三党により時間外割増率の引き上げの対象を月80時間超の時間外労働から月60時間超へと政府原案を修正した。不十分ではあるもの、長時間労働の抑制に向けた労使の取り組みを促進するものとして、今国会での成立を一步前進と受け止める。
2. しかし、月60時間超の時間外割増率の50%への引き上げについて、中小企業は「当分の間」適用猶予とすることは、労働条件の最低基準を定める労働基準法においてダブル・スタンダードを認めることであり、きわめて問題である。遅くとも附則による法施行後3年経過後の見直し時には猶予措置は廃止し、中小企業も適用させなければならない。連合は、すべての労働者の適用の早期実現に全力で取り組む。
3. 2010年4月1日からの改正法の施行にあたっては、省令・告示の改正がなされる。年次有給休暇の時間単位での取得については、年次有給休暇の趣旨を踏まえ、暦日単位での取得に悪影響を及ぼさないものとするのが重要である。また、50%への引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休日を付与することができる規定については、労働者の不利益なものとならないよう担保する必要がある。
4. 週60時間以上働く労働者の割合は増加傾向にあり、過労死・過労自殺による労災認定も過去最多になるなど長時間労働は依然として深刻な状況にある。連合は、「中期時短方針」の目標(時間外50%、休日100%)の達成に向け、2009春季生活闘争においても、引き続き共闘を立ち上げ運動を推進する。今回の改正案成立を運動のバネとして、誰もが、健康で安心して働き続けられる職場環境を実現できるよう、割増率の引き上げに向けた職場での取り組みを強化していく。

以上